

事務連絡  
令和2年7月20日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その23）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添4のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添 3)

歯科診療報酬点数表関係

【摂食機能療法（摂食嚥下支援加算）】

問 1 「疑義解釈資料の送付について（その 20）」（令和 2 年 6 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添 1 問 1 の取扱いについては、歯科診療報酬点数表関係における区分番号「H 0 0 1」摂食機能療法の注 3 の摂食嚥下支援加算についても同様の取扱いになるのか。

(答) そのとおり。